# 企画競争説明書

業務名称: アジア地域ASEAN共同体におけるフードバリュー

チェーン強化の取り組みに係る情報収集・確認調査

調達管理番号: 22a00154

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構(以下、JICAという)」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法 (企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年5月18日 独立行政法人国際協力機構 調達·派遣業務部

## 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2022年5月18日

## 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

## 3. 競争に付する事項

- (1)業務名称:アジア地域ASEAN共同体におけるフードバリューチェーン強化の 取り組みに係る情報収集・確認調査
- (2) 業務内容:「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款:
  - (●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)
- (4) 契約履行期間(予定):2022年7月 ~ 2023年3月中旬 新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現 地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これら につきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

## 4. 担当部署・日程等

(1)選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス: Miyake.Tatsuo@jica.go.jp

(2)事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第一グループ第一チーム

(3)日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時	
1	企画競争説明書に対する質問	2022年5月25日 12時	
2	質問への回答	2022年5月30日	
3	プロポーザル等の提出用フォ	プロポーザル等の提出期限日の	
	ルダ作成依頼	4営業日前から1営業日前の正午まで	
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル第の提出期間日	2022年6月3日 12時	
	ポーザル等の提出期限日		

5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2022年6月14日
7	技術評価説明の申込日(順位	評価結果の通知メールの送付日の翌日
	が第1位の者を除く)	から起算して7営業日以内

## 5. 競争参加資格

#### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月) 」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330 01.html)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- 4) 全省庁統一資格の経過措置

令和4年度は全省庁統一資格の更新時期にあたりますが、更新にかかる期間も 考慮し、2022年4月1日~2022年6月30日までの期間を経過措置期間と位置づけ、 当該期間中の公告・公示案件では、令和元・02・03年の全省庁統一資格にて代 替することを認めます。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20211216.html)

#### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

## (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の 者とします。

なお、共同企業体の構成員(代表者を除く。)については、上記(1)に規定する競争参加資格要件を求めません(契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません。)を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html)

- 第3章2.業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限
  - 1)提出期限:上記4. (3)日程参照
  - 2) 提出先:上記 4. (1) 選定手続き窓口 (outm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当メールアドレス)

- 3)提出方法:電子メール
  - ① 件名:「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ:「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)
- 注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL の「公示共通資料」を参照してください。
- 注2)公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。
- (2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。 (URL: <a href="https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1">https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1</a>)

## 8. プロポーザル等の提出

- (1)提出期限:上記4. (3)日程参照
- (2)提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年10月13日版)」をご参照ください

(URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1)

- 1) プロポーザル・見積書
  - ① 電子データ(PDF)での提出とします。
  - ② 上記4. (3)日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
  - ③ 依頼メール件名:「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」)
  - ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案

書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

- ⑤ プロポーザル等は<u>パスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格</u>納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

## (3)提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

- 2) 見積書(本見積書及び別見積書)
  - ① 宛先: <u>e-koji@jica.go.jp</u>件名: (調達管理番号)\_(法人名)\_見積書 [例: 20a00123 〇〇株式会社 見積書]
  - ② 本文:特段の指定なし
  - ③ 添付ファイル:「20a00123 〇〇株式会社 見積書」
  - ④ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、 JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
  - ⑤ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

#### (4)提出書類

1) プロポーザル・見積書

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下と参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330 01.html)

#### (1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1)業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)としてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2

位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果(順位)及び契約交渉権者を上記4.(3)日程の期日までに<u>プロポーザ</u>ルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザル作成に求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書 II として添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

#### 第1条総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構(以下「発注者」という)と**受注者** 名 (以下「受注者」という)との業務実施契約により実施する「アジア地域 ASEAN共同体におけるフードバリューチェーン強化の取り組みに係る情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

## 第2条 調査の背景・経緯

多くの途上国では小規模農家が食料生産を支えている¹が、都市化や工業化により農業人口の割合は近年減少傾向にある。食料の安定的な供給には、小規模農家が農業で持続的に生計を立てられるようにすることが不可欠であるが、市場ニーズに基づく営農ができていないことから、農業生産の拡大が必ずしも農業所得の向上につながっていないケースが多い。この背景には小規模農家がこれまで続けてきたプロダクトアウト型の生産があると分析されており、「農林水産物の生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値をつなぐことで、食を基軸とする付加価値の連鎖をつくること」、即ちフードバリューチェーン²(以下、FVCという。)の構築が課題解決には重要であるとの認識が世界的に広まっている。

東南アジア地域に目を転じると、経済成長に伴う中間層の拡大に連れて食に対する消費者ニーズが多様化・増大し、農林水産市場の付加価値額3も増加傾向を示しており、マーケットインに基づく FVC が徐々に構築されつつある。この傾向を更に加速させるには、生産・加工・流通・販売までの、上流から下流に至る経済

1 世界の農場数の90%以上(5億戸以上)は家族又は個人により経営される家族農業。3億7,500万戸を超える家族農家が、1ha足らずの土地で生計を立てている。また、国連食糧農業機関(FAO)によれば、家族農業は、世界の食料生産額の8割以上を生産している。

<sup>2</sup> 農林水産省「フードバリューチェーンの構築」における定義より。 https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/food\_value\_chain/pdf/india\_1\_ref\_3\_2.pdf

<sup>3</sup> 世銀のデータバング統計指標より。2020年のシンガポールを除く10ヵ国(東チモールを含む)の付加価値額合計は約3,195億米ドル。

https://data.worldbank.org/indicator/NV.AGR.TOTL.CD?end=2020&locations=KH-ID-LA-MY-MM-PH-TH-VN-BN-TL&start=2016

活動の流れにおける情報の非対称性を緩和し、FVC 関係者間のネットワークを形成し、関係者間に一定の信頼関係を醸成することが重要である。

東南アジア域内各国はかかる現状下、FVC 構築・強化のために様々な取り組みを行っているが、それに加え、域内 10 か国からなる東南アジア諸国連合(以下、ASEAN) も FVC に着目し、加盟国に共通あるいは横断的な課題に対して共同体として政策的な方向性を示し、ガイドラインを作成するなどして、域内の調和のとれた農業・農村開発の実現を目指している。

他方、JICA の課題別事業戦略「グローバルアジェンダ」<sup>4</sup>の「農業・農村開発 (持続可能な食料システム)」<sup>5</sup>は、「東南アジア地域 FVC 構築」を重点クラス ターのひとつに位置付けており、同地域において包摂的且つ持続可能な FVC 構 築によって、農村部住民の生計向上及び安定した食料供給への貢献を目指してい る。

本調査は、上述の背景・経緯の下、実施するものである。

## 第3条 調査の目的と範囲

東南アジア地域において包摂的且つ持続可能なFVCを構築し、もって農村部住民の生計向上及び安定した食料供給に貢献することを企図して実施する、ASEAN共同体に対する広域協力を検討するにあたり、必要な情報を収集・分析することを目的に本調査を実施する。

調査の対象はASEAN共同体、ASEAN加盟国、AEAN事務局が主となるが、我が国におけるFVC構築・強化の歴史的経緯を比較対象とするために、日本も調査対象に加える。

#### 第4条 調査の実施方針および留意事項

- (1) ASEAN から日本政府に対しては、既に FVC 強化を目的とした技術協力プロジェクトが要請されており、近く採択される見込みである。本調査は、当該プロジェクト実施にあたって理解しておくべき ASEAN 共同体、特に農林水産担当高級事務レベル会合(Senior Officials Meeting of ASEAN Ministers on Agriculture and Forestry, SOM-AMAF)、Sectoral Working Groups、ASEAN 事務局の組織、機能、役割、運営体制、意思決定メカニズム等を明らかにすることに主眼を置いて実施する。
- (2) ASEAN で採択された FVC 強化に関連する各種政策や施策、ガイドライン等を棚卸し、内容を把握することで、ASEAN の進もうとする方向性を明らかにすることを目指す。更に、これらの各種政策や施策により加盟各国で生じている正負のインパクトの把握、各国において ASEAN の FVC 関連政策や施策と相違があるとすればその要因(特に各国の法的な裏付け、エンフォースメントに係る制度や人材等に留意)の分析、に注力する。

<sup>4</sup> SDGs達成への貢献や、「人間の安全保障」「質の高い成長」「地球規模課題への取組」といった、日本が開発協力で目指す理念の実現のために、JICAが掲げる20の課題別事業戦略。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/ku57pq00002cubgq-att/agricul.pdf

- (3) 調査の主たる対象となる Sectoral Working Groups としては、①ASEAN Sectoral Working Group on Crops、②ASEAN Sectoral Working Group on Fisheries、③ASEAN Sanitary and Phyto-sanitary Contact Points、④ASEAN Cooperation in Agricultural Cooperative の 4 つを想定している。本調査のほとんどは各 Working Group 毎に実施することが効率的と考えられるが、各調査項目の調査結果を寄せ集めるだけではなく、相互の関連性にも留意した包括的な分析を重視する。
- (4) 計画されている ASEAN 共同体との技術協力に関連し、二国間協力ではなく 地域協力機構を協力相手とすることの妥当性や、有効性を示すことに留意する。また、日本政府の推進する「自由で開かれたインド太平洋構想」が、 ASEAN の統合深化は地域の繁栄、平和と安定にとって極めて重要とうたって いることも踏まえ、本調査の成果の活用が、ASEAN の中心性や一体性を重視 した ASEAN 共同体との協力案件実現に結び付くよう配慮する。
- (5) 2019 年 1 月から 2020 年 5 月にかけて実施した「ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援に係る情報収集・確認調査」の結果を踏まえ、それ以降の情報のアップデートに努める。同調査では、SOM-AMAF+3(日本、中国、韓国)の場で JICA が提示した、構想中プロジェクトのコンセプトノートに準じ、Good Agricultural Practice (GAP)、Sanitary and Phyto-sanitary (SPS)、水産フードバリューチェーン、Public Private Partnership (PPP)を4本柱にして情報の収集、分析を行ったが、本調査においては、当該プロジェクトは意識しつつも、FVC 構築・強化に向けた ASEAN 共同体の取り組みの全体像が明らかになるよう留意する。
- (6) 一部加盟国において実施する現地調査では、フォーカスグループディスカッションを取り入れる等、幅広いステークホルダー間の関係構築に結び付くような工夫を施す。

#### 第5条 調査の内容

上記「第3条 調査の目的と範囲」と「第4条 調査の実施方針および留意事項」を踏まえつつ、以下に掲げる項目を調査する。<sup>6</sup>

- (1) ASEAN SOM-AMAF 等に関する以下の項目の情報収集と分析
  - ① SOM-AMAF のマンデート、構造、メンバー、運営体制(議長のローテーション、会合の頻度、アジェンダセッティング等を含む)
  - ② SOM-AMAF 傘下の関連 Sectoral Working Groups (第 4 条(3)を参照) のマンデート、メンバー、主要な活動内容
  - ③ 上記(1)②の Sectoral Working Groups 以外で FVC 強化に関連すると思われる組織(Expert Working Groups、Network、Taskforce 等)の抽出、およびそれらのマンデート、メンバー、主要な活動内容

<sup>6</sup> 本企画競争説明書に記載している事項以外でコンサルタントが必要と判断する調査項目があれば、 プロポーザルに記載して提案すること。

- ④ FVC 強化の観点から上記 (1)②、③の組織間の協働/連携の実態
- ⑤ SOM-AMAF や傘下の組織の運営を支える ASEAN 事務局の組織、機能、役割、人員体制、予算等
- (2) FVC 強化に関連する ASEAN の政策や施策の情報収集と分析
  - ① FVC 強化の観点から重要と判断される政策文書<sup>7</sup>の最新版の抽出と要約の作成、相互の関係性の整理
  - 例) \* ASEAN Economic Community Blueprint
    - \* Vision and Strategic Plan for ASEAN Cooperation in Food, Agriculture and Forestry
    - \* Strategic Plan of Action on Food Security in the ASEAN Region
    - \* Strategic Plan of Action for ASEAN Cooperation on Crops
    - \* Strategic Plan of Action on ASEAN Cooperation on Fisheries
    - \* ASEAN Framework -Support Food, Agriculture and Forestry Small Producers, Cooperatives and Micro, Small, and Medium-Sized Enterprises (MSMEs) to Improve Product Quality to Meet Regional/International Standards and Ensure Competitiveness
  - ② Sectoral Working Groups が主導する諸施策や主要なガイドライン(ASEAN GAP 等)8のリストアップと概要の整理
- (3) FVC 強化に関連する ASEAN 共同体の取り組みの、加盟国での展開に関する以下の項目の情報収集と分析
  - ① 上記(2)①の政策の内、FVC強化の観点から重要性が高いと判断されるもの(2件程度)<sup>9</sup>について、加盟国の関連政策との整合性の確認、相違がある場合はその要因の分析
  - ② 上記(2)②のガイドライン等の諸施策(4 つの関連する Sectoral Working Groups が所管する施策のうち、重要度を考慮してそれぞれ最低 1 つを抽出)の加盟国での適用の度合いとインパクト(ポジティブ/ネガティブ)発現の確認、適用の度合いが低いあるいはネガティブなインパクトが発現している場合はその要因の分析
  - ③ 上記(2)②のガイドライン等の諸施策の加盟国での適用を促進するために、 ASEAN 共同体が提供する支援活動(他の開発パートナーを巻き込んでの所謂 ASEAN プロジェクトを含む)
  - ④ 上記(2)①および②の今後の展開に対する加盟国の要望

(注)上記(3)① $\sim$ 4の調査は、質問票を活用したオンラインインタビューを基本 $^{10}$ とする。但し、 $^{\circ}$ 2については、インタビュー調査の結果を参照し、抽出し

<sup>7</sup> 例示した政策文書以外で、レビューすることが必須と思われる文書があれば、プロポーザルの中で 提示すること。

<sup>8</sup> コンサルタントが承知する範囲で、把握しておくことが重要と考えられる施策とそれを担当する組織を、プロポーザルの中で例示すること。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 現時点でコンサルタントが最も重要と判断する政策を2つ選び、その選択理由と合わせてプロポーザルに記載すること。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup>オンラインインタビューは、4つのSectoral Working Groupsで、加盟国毎に実施(インタビューの

た施策のそれぞれで、A:施策の適用によって高い効果が認められる国 1 か国と、B:適用が滞っている、あるいは効果が発現していない国 1 か国を抽出し、ステークホルダーを招いてのフォーカスグループディスカッション等を含む方法で現地調査を行い、より詳細な情報を収集する<sup>11</sup>。併せて、AとBの相違が生じる要因の特定を試みる。この分析結果は、今後の協力内容を検討する際の情報として活用する。

なお、現地調査対象国は、特定国への集中を避ける等配慮が必要となるため、 JICA の事前の了承を得てから決定すること。

- (4) 日本と ASEAN 加盟 1 か国(タイを想定)<sup>12</sup>の FVC 強化の歴史的変遷に関する 情報収集と分析
  - ① FVC 強化に関連する戦後日本の産官学の取り組み、その背景、エポックメイキングな出来事等の歴史的レビューと考察(食料需要や消費者ニーズの変化13に着目し、その変化に応じた対策や取り組みを、a) 人材育成・組織化、b)政策・制度整備、c)技術革新、d)インフラ整備、e)民間投資促進、の5つの観点から整理・分析する)
  - ② ASEAN 加盟 1 か国における①と同様のレビュー、および①との比較考察 (相違点が生じる背景を含む)
  - ③ ASEAN が主導してきた域内の FVC 強化の動向、今後の展望に対して上記 (4)①と②が与える示唆の考察
  - ④ 上記(4)①~③の調査結果をまとめたプレゼンテーション資料(国際的なセミナー、ワークショップ、JICAの研修等での使用を想定)の作成
- (5) ASEAN 共同体と他の開発パートナーとの協力関係に関する情報の収集と分析
  - ① SOM-AMAF とパートナーシップ関係を有する開発パートナーの情報収集と それらパートナーシップの主要な目標の確認
  - ② ASEAN 共同体を対象とする FVC 強化に関連する開発協力プログラム/プロジェクト(所謂 ASEAN プロジェクト)の抽出とその概要の整理
  - ③ 上記(5)②で抽出した案件の内、優良な(ASEAN 共同体あるいは加盟国に大きな正のインパクトを与えた)事例(3件程度)の成功要因の分析

対象は1名もしくは若干名に限定)することを想定しているので、単純に計算すれば40回となる。 但し、国によっては同じスタッフが複数のWorking Groupのメンバーを兼務するケースもありうる ので、効率よい実施を心掛ける。インタビューが困難なケースでは、文献調査のみとすることもあ りうる。

<sup>11</sup> Aカテゴリーの国とBカテゴリーの国を比較するための現地調査については、具体的な方法をプロポーザルで提案すること。

<sup>12</sup> 現時点でJICAが想定している調査対象国はタイであるが、比較対象としてより適切な国があれば、その理由も付してプロポーザルで提案すること。タイを提案する場合も、その理由をプロポーザルに記載すること。

<sup>13</sup> 一般的に食料需要や消費者ニーズは、「主食(穀物類)の需要の増大→食料ニーズの多様化(野菜、果樹、乳製品、畜産物など)→新たな食文化に適合した品質に対する需要の拡大→安全な食品に対する需要の拡大→安心・安全かつ環境、社会、ガバナンスに配慮された食料の評価の高まり」という順で変化するものと概念される。

(6) 東南アジア地域で実施される FVC の構築・強化を目指した JICA の技術協力 (二国間協力を含む)で、今後活用が可能なリソース(人物、組織)のリストアップ

## 第6条 報告書等

調査の各段階で提出する報告書や資料は以下のとおり。このうち(5)を最終成果品とする。成果品提出期限は2023年2月28日とする。なお、以下に示す部数は、JICAへ最終的に提出する部数であり、調査対象機関等との協議や国内会議等に必要な部数(ドラフト等)は別途用意すること。また、報告書作成の際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務計画書 : 和文、英文(ともにPDF)

(2) インセプション・レポート : 英文 (PDF)(3) プログレス・レポート : 和文 (PDF)

(4) ドラフト・ファイナル・レポート 及び 別冊: 和文、英文(ともにPDF)

(5) ファイナル・レポート 及び 別冊 : 和文(製本版) 各10部

英文(製本版) 各8部 CD-R 和文、英文 各2枚

(6) 調査の過程で収集した各種資料 : CD-R 2枚

## プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案への該当条項及び		
110.		記載ページ		
1	重要な ASEAN の政策文書の提	第5条 調査の内容 (2) ① (P.10)		
'	示			
2	FVC 強化のために ASEAN が主	第5条 調査の内容 (2)② (P.10)		
~	導する施策の例示			
3	ASEAN の政策文書の中で最も	第5条 調査の内容 (3) ① (P.10)		
	重要と判断する2つの選択とそ			
	の理由			
4	FVC 強化のための施策の展開を	第5条 調査の内容 (3)② (P.10)		
	比較するための現地調査の方法			
5	FVC 強化の歴史的経緯レビュー	第5条 調査の内容 (4) ②		
	の対象国の提案とその理由	(P.11)		

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル 作成ガイドライン(2022 年 4 月)」の内容を十分確認の上、指定された様式を用い て作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330 01.html)

- (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力
  - 1)類似業務の経験

類似業務:フードバリューチェーン分析に関する調査 ASEAN を対象とした業務経験があればなお望ましい

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報
- (2)業務の実施方針等
  - 1)業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もありえます。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

- 2)業務実施の方法
  - 1)及び2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
- 3)作業計画
- 4)要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) その他
- (3)業務従事予定者の経験、能力
  - 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数 プロポーザル評価配点表の「3.業務従事予定者の経験・能力」において評価 対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下の とおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願い ます。
    - ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
      - ▶ 業務主任者/フードバリューチェーン強化政策分析
      - ▶ 組織化/金融制度/民間投資促進
    - ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数 約 <u>7.83</u> 人月
  - 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験 地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

## 【業務主任者(業務主任者/フードバリューチェーン強化政策分析)】

- ① 類似業務経験の分野: フードバリューチェーン強化を目的とした政策に関する業務
- ② 対象国及び類似地域:東南アジア地域
- ③ 語学能力:英語
- ④ 業務主任者等としての経験

## 【業務従事者:担当分野 組織化/金融制度/民間投資促進】

- ① 類似業務経験の分野:農家の組織化、農業金融(保険を含む)、農業セクターでの投資促進に関する業務
- ② 対象国及び類似地域:東南アジア地域
- ③ 語学能力:英語

## 2. 業務実施上の条件

## (1)業務工程

以下は、現時点で想定している業務工程ですが、効率的・効果的な工程があればこれにこだわるものではありません。

## 1) 国内準備作業

業務計画書を作成してJICAの了承を得たのち、これを英文化し、調査の概要 説明資料を作成する。

#### 2) 現地調查1

調査の概要をASEAN事務局に説明し、調査実施への協力を取り付ける (Sectoral Working Groupsの了解取り付けはASEAN事務局の協力を得て行う)。

ASEANの組織、制度等について情報を収集・分析する。

#### 3) 国内作業1

現地調査1の結果を踏まえ、より詳細な調査計画を作成する。調査の基本方針、調査方法、調査日程、質問票を主たる記載内容とする<u>インセプション・レポート</u>を作成する。

報告書提出期限:現地調査2開始の1週間前(2022年8月下旬)

#### 4) 現地調査2

主たるSectoral Working Groupsの長を務める国に対して、調査の詳細計画を 説明し、協力を取り付ける。当該Working Groupsが主導する施策について情 報を収集・分析する。

#### 5) 国内作業2

現地調査2の結果に基づき、施策ごとに加盟国の現状を質問票、オンラインインタビューで明らかにする。その結果を参照して、現地調査を実施する対象国を選定する。

ここまでの調査結果をまとめ、プログレス・レポートを作成する。

報告書提出期限:2022年9月末を目途

現地調査3に必要な準備を行う。

## 6) 現地調査3

国内作業2の準備の後、4つの施策について現地調査を実施し、より詳細な情報を収集・分析する。対象とする2か国での調査は続けての実施が望ましい。

#### 7) 国内作業3

我が国のFVC強化の歴史をレビューする。

#### 8) 現地調査4

加盟国を一つ選択し、国内作業3で我が国を対象に実施したのと同様の調査を 実施する。

#### 9) 国内整理業務

全ての調査結果を<u>ドラフト・ファイナル・レポート</u>にまとめて提出する。 但し、国内作業 3 と現地調査 4 の結果は分析を交えて<u>ドラフト・ファイナル・レポート別冊</u>として作成し、提出する。

報告書提出期限:2023年1月上旬を目途

更に関係者のコメントを反映して、 $\underline{ファイナル・レポート}$ および $\underline{ファイナル・}$   $\underline{\nuポート別冊}$ を完成させる。

報告書提出期限:2023年2月末

#### (2)業務量目途と業務従事者構成案

1)業務量の目途

約 18.07 人月 (現地:8.32人月、国内9.75人月)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、 業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案 してください。

- ① 業務主任者/フードバリューチェーン強化政策分析(2号)
- ② 農産物フードバリューチェーン
- ③ 農産物の安全衛生管理
- 4) 水産物フードバリューチェーン
- ⑤ 組織化/金融制度/民間投資促進(3号)
- ⑥ 地域協力機構/開発パートナー連携

## 3) 渡航回数の目途 全15回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

## 4) 業務従事者の業務分担

本調査は、SOM-AMAF傘下のSectoral Working Groupsに沿って実施することが効率的と考えられるので、業務従事者の業務分担を決定する際にはWorking Group毎に担当者を配置することも検討して下さい。但し、より効率的・効果的な要員配置があれば、それにこだわるものではありません。

#### (3) 現地傭人

現地調査を円滑に進めるために、業務対象国・地域の現地人材を傭上することを 認めます。

## (4)配付資料/公開資料等

- 1)配付資料
  - ▶ ありません。

## 2) 公開資料

▶ グローバルアジェンダ「農業・農村開発(持続可能な食料システム)」 パンフレット

https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/ku57pq00002cubgq-att/agricul.pdf

➤ 「ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援に係る情報収集・確認 調査」報告書

https://libopac.jica.go.jp/images/report/12358289.pdf

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置(*語⇔*語)	無
3	執務スペース	無
4	家具(机・椅子・棚等)	無
5	事務機器(コピー機等)	無
6	Wifi	無

#### (6) 安全管理

効果的・効率的に調査を実施するために必要な調査方法・手順を、プロポーザ

ルの中で具体的に提案すること。

## 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 4.見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2022 年 4 月)を参照してください。

(URL: <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html</a>)

(1) 別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費(PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等)は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費(航空賃)
- 2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (2) 定額計上について
- 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。 特になし
- (4) 外貨交換レートについて
  - 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。 (URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/rate.html)
  - **2**) 上記 **1**) に記載がない国については OANDA レートを使用してください。 通貨換算ツール | 為替レート | OANDA

## 5. その他留意事項

特になし

別紙2:プロポーザル評価表

# プロポーザル評価配点表

プロハーリル計画記点及	1	
評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	( 10 )	
(1)類似業務の経験	6	
(2)業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	( 40 )	
(1)業務実施の基本方針の的確性	18	
(2)業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3)要員計画等の妥当性	4	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	-	-
3. 業務従事予定者の経験・能力	( 50 )	
	( 34 )	
(1)業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任 者のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/フードバリューチェーン強化政策分析	(34)	(13)
ア)類似業務の経験	13	5
イ)対象国・地域での業務経験	3	1
ウ)語学力	6	2
エ)業務主任者等としての経験	7	3
オ)その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇〇</u>	(-)	(13)
ア)類似業務の経験	_	5
イ)対象国・地域での業務経験	_	1
ウ)語学力	_	2
エ)業務主任者等としての経験	_	3
オ)その他学位、資格等	_	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(8)
ア)業務主任者等によるプレゼンテーション	_	_
イ)業務管理体制	_	8
(2)業務従事者の経験・能力:組織化/金融制度/民間投資促進	( 16 )	
ア)類似業務の経験	8	
イ)対象国・地域での業務経験		2
ウ)語学力	3	3
エ)その他学位、資格等	3	3